

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請書の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税支援システムによる管理
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表24の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ③地方税法 附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市長公室 ふるさと応援課
②所属長の役職名	ふるさと応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福知山市総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7036
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福知山市市長公室ふるさと応援課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7090
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>本業務では、寄附者から郵送される申請書を市が受理し、その申請書を市から委託事業者へ郵送、委託事業者が処理した申請書を市へ郵送する作業がある。その際に、下記の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附者から受理した申請書を市から委託事業者に郵送する際に、郵送する件数を記録し、委託事業者が受理した件数、処理が終わり市へ返却する件数を突合することで滅失を防いでいる。 ・郵送については、特定信書便・レターパックプラスを用いることによって、追跡機能を確保している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行うこと。 ・事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。 ・特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止を行うこと。 ・再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 ・必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月18日	③システムの名称	Excelファイル及びワンストップ特例支援ツールによる管理	ふるさと納税支援システムによる管理	事後	
令和7年6月18日	法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第3項 及び別表第一の16の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ③地方税法 附則第7条第5項及び第12項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表24の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ③地方税法 附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和7年6月18日	①部署	秘書広報課長	ふるさと応援課長	事後	
令和7年6月18日	②所属長の役職名	市長公室 秘書広報課	市長公室 ふるさと応援課	事後	
令和7年6月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福知山市市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	福知山市総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7036	事後	
令和7年6月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	福知山市市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7000	福知山市市長公室ふるさと応援課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7090	事後	
令和7年6月18日	対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年6月18日	いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月18日	しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年6月18日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	
令和7年6月18日	特定個人情報の保管・消去	特に力を入れて行っている	十分である	事後	
令和7年6月18日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月18日	判断の根拠	—	<p>本業務では、寄附者から郵送される申請書を市が受理し、その申請書を市から委託事業者へ郵送、委託事業者が処理した申請書を市へ郵送する作業がある。その際に、下記の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附者から受理した申請書を市から委託事業者に郵送する際に、郵送する件数を記録し、委託事業者が受理した件数、処理が終わり市へ返却する件数を突合することで滅失を防いでいる。 ・郵送については、特定信書便・レターパックプラスを用いることによって、追跡機能を確保している。 	事後	
令和7年6月18日	従業員に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分である	事後	
令和7年6月18日	最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	
令和7年6月18日	判断の根拠	—	<p>委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行うこと。 ・事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。 ・特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化するとともに、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止を行うこと。 ・再委託については原則として禁止し、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 ・必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。 <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	